

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

本公告は、インターネットの入札情報サービス(PPI) [<https://www.i-ppi.jp/>]に掲載されています。

令和8年7月31日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長 五十川 泰史

1 作業概要

(1) 作業名 R8・9津幡地区除雪作業（電子入札対象案件）

（電子契約対象案件）

(2) 作業場所 石川県河北郡津幡町九折地先から石川県金沢市今町地先外1区間

(3) 作業内容

1) 本作業は、一般国道8号の石川県河北郡津幡町九折地先から石川県金沢市今町地先及び一般国道159号の石川県かほく市外日角地先から石川県河北郡津幡町舟橋地先、計2区間約21.3kmの除雪・排雪・凍結防止剤散布作業及び情報連絡等を適時・適切に実施し、冬期道路交通を確保するものである。

2) 概算数量

除雪工	1式
一般除雪工	1式
拡幅除雪工	1式
運搬除雪工	1式
凍結防止工	1式
雪道巡回工	1式
待機費	1式
情報連絡・作業管理	1式

(4) 作業期間 全体作業期間：契約締結日の翌日から令和9年4月20日（火）まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年10月31日（土）まで）

（実作業期間：令和8年11月1日（日）（作業の始期）から

令和9年4月20日（火）まで）

(5) 作業の実施形態

1) 本作業は、入札時に作業実績等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の試行作業である。

- 2) 本作業は、令和6年3月13日付け国土交通本省通知「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない作業である。
※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html>
- 3) 本作業においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
紙入札方式の承諾に関しては、下記4(1)の担当部局に承諾願を提出すること。
- 4) 本作業は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象作業である。なお、電子契約システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記4(1)の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
- 5) 本作業は、総価契約単価合意方式の対象作業である。本作業では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
また、後作業を随意契約により前作業と同じ受注者に発注する場合においても、前作業にて合意した単価等を使用するものとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。
- 6) 本作業は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を配置することができる試行作業である。
- 7) 本作業は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用作業である。
- 8) 本作業は、余裕期間を設定した作業（発注者指定方式）である。
- 9) 本作業は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行作業である。
- 10) 本作業は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象作業である。
- 11) 本作業は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行作業（受注者希望方式）である。

- 12) 本作業は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行作業である。

(6) 契約に関する事項

- 1) 本作業は、円滑な冬期交通確保に資する安定的な除雪体制の確保を目的とする条件付き複数年契約を行うもので、最長4箇年までの継続契約が出来るものとする。
- 2) 継続契約は、随意契約により行うものとし、以下の場合には随意契約を行わない。
 - ① 前年度の工事成績評定点が6.5点未満の場合
 - ② 各契約年度において、継続契約に関する資料の提出日から見積書提出日までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けている場合
 - ③ 作業の発注区域、作業数量等が大幅に変更となった場合
 - ④ 発注者が、情勢の変化等により、やむを得ず継続契約ができないと判断した場合
 - ⑤ 受注者が継続契約を希望しない場合

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和7・8年度一般競争参加資格者で維持修繕工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 建設業の許可を受けた者で、石川県内に「土木工事業」又は「舗装工事業」を有する本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記(3)の要件を満たしていること。
- (6) 平成23年度以降に元請として完成した除雪作業（工事）で、下記1)の要件を満たす作業（工事）の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社がこの施工実績を有していればよい。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の作業（工事）に係るものにあつては、評定点が6.5点未満のものを除く。

- 1) 北陸地方整備局管内の国道・県道・高速道路において、除雪トラック、除雪グレーダー及び凍結防止剤散布車を同一作業（工事）で使用した作業（工事）。
- (7) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上のもの

に限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種作業（工事）の実績として認める。

(8) 単体の実績をもって経常建設共同企業体で応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。

(9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本作業に配置できること。

また、本作業は、余裕期間を設定した作業であり、契約締結日の翌日から作業の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、作業の始期以降に配置できること。

1) 1級又は2級土木施工管理技士（土木）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2) 平成23年度以降に、元請として完成した上記(6)に掲げる要件を満たす作業（工事）の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記(6)に掲げる要件を満たす作業（工事）の経験を有していればよい。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の作業（工事）に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4) 前記1)の資格及び2)の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記(a)(b)(c)のいずれかの施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が下記(a)(b)(c)に掲げる施工経験のいずれかの要件を満たしていればよい。

(a) 前記2)の要件を満たす者。

(b) 令和3年度以降に、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の作業（工事）の主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者としての施工経験があること（配置予定の主任（監理）技術者の代要件）。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の1/2以上に従事していること。また、当該施工経験の作業（工事）の評定点が65点未満のものを除く。

(c) 令和3年度以降に、石川県所掌の作業（工事）の主任（監理）技術者としての施工経験があること。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除く。）全てに従事していること。

5) 本作業は、建設業法第26条第3項第2号の場合の監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

(10) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下

「資料」という。)の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から作業請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記4(3)の申請書の提出期限日までの期間が1年を経過していること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。)
- (14) 入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料(変更分を含む。)をダウンロードした者又は下記4(2)4)に指定する方法で交付を受けた者であること。

3 総合評価に関する事項

- (1) 本作業の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。
 - 1) 施工体制 (a)品質確保の実効性 (b)施工体制確保の確実性
 - 2) 企業の技術力 A. 企業の施工能力
 - (a)同種作業(工事)の施工実績 (b)工事成績
 - (c)ワーク・ライフ・バランス等推進企業
 - (d)成績優秀企業
 - (e)優良工事表彰及び安全管理優良受注者表彰
 - (f)生産性向上技術活用表彰又はICT人材育成推進企業認定
 - (g)地域精通度(地理的条件)
 - (h)地域貢献度及び災害対応貢献度(災害時等における活動実績)
 - B. 配置予定技術者の施工能力
 - (a)同種作業(工事)の施工経験(地理的条件含む)と立場
 - (b)工事成績
 - (c)優良建設技術者(工事)表彰、若手技術者賞又は優良工事表彰の
 従事技術者
 - (d)継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況又は技術論文等の
 投稿状況
- (2) 総合評価の方法
 - 1) 標準点

本作業について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2) 施工体制評価点及び加算点

上記(1)に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

3) 評価値

総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記1)、2)により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

(3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(4) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

(ア) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

- 2) 上記1)において、評価値が最も高い者が2者以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目2番5号

北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官

電話 076-264-8853

電子メール kanakeiri-shinsei@hrr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記1)のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある。）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記2)に電話又は電子メールにより申し込むこ

と。ただし、電子メールによる場合は着信確認を行うこと。

1) アドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

2) 交付場所：北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官

〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目2番5号

電話 076-264-8853

電子メール kanakeiri-shinsei@hrr.mlit.go.jp

3) 交付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(1)のとおり。

4) 書面による交付方法：上記3)の期間内に必着で、切手を貼付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記2)へ郵送又は託送すること。CD等に複製したものを折り返し託送する（窓口交付は行わない。）。

(3) 申請書及び資料の作成及び提出方法

申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が10MBを超える場合及び発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、原則として次の受付期間内に必着で、受付場所に1部郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メール（添付するファイル容量は10MB以下とする。）により提出するものとする（電子入札運用基準参照。）。なお、電子メールによる場合は、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

1) 電子入札システムによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(2)のとおり。

2) 郵送、託送又は電子メールによる受付期間：巻末資料「本入札手続に係る期間等」(2)のとおり。

受付場所：北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官

〒920-8648 石川県金沢市西念4丁目2番5号

電話 076-264-8853

電子メール kanakeiri-shinsei@hrr.mlit.go.jp

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送、託送又は電送による入札は認めない。入札書提出期限は次のとおりとする。

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(3)のとおり。

2) 紙による持参の場合の締め切りは、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(3)のとおり。
提出先は、北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 経理課 専門官。

開札の日時は、巻末資料「本入札手続に係る期間等」(4)のとおり。場所は、北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 1階入札室にて行う。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者、監理技術者、専任指導者の専任性及び要件違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

(5) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者、監理技術者とは別に主任技術者、監理技術者と同等の要件を満たす技術者を配置すること。

また、専任指導者を配置する場合は当該技術者との兼務も認めない。

(6) 本作業において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から1年間、国土交通省北陸地方整備局

(港湾空港関係事務に関することを除く。)が発注する作業(工事)の入札参加を認めない(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。)

(7) 本作業において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。なお、工事コスト調査については、内訳及び低入札価格調査資料との整合等を分析した後、発注者において公表する。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 本作業に直接関連する他の作業(工事)の請負契約を本作業の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(11) 詳細は入札説明書による。

以上

巻末資料「本入札手続に係る期間等」

下記に示す日程については、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

(1) 入札説明書等の交付期間

令和８年７月３１日（金）から令和８年９月１６日（水）までの
９時００分から１７時００分まで。

(2) 申請書及び資料の受付期間

令和８年８月１７日（月）の９時００分から１７時００分まで及び
令和８年８月１８日（火）の９時００分から１２時００分まで。

(3) 入札の日時

電子入札システムによる入札の締め切り

令和８年９月１７日（木） １２時００分まで。

紙による持参の場合の締め切り

令和８年９月１７日（木） １２時００分まで。

(4) 開札の日時

令和８年９月２４日（木） １０時００分